

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

時局宣傳資料

資料
番號 乙二口

昭和十二年七月十五日
情報委員會

對支政策に就て

極秘

二

露光量違いにより重複撮影

●注意

- 一、本書は時局宣傳の參考資料として主管廳に於て起草し、情報委員會に於て調整の上編纂したるものなり
- 二、本書の目的は關係官の職務遂行上の參考たらしむるに在るも、内容は「極秘」に屬するものなるを以て、祕密保持に關しては特に注意を要す
- 三、本書は情勢の變化に伴ひ、時々改訂せらるゝことあるを以て、改訂版を受領せば速に新資料と差換へ、舊資料は焼却するものとす
- 四、本書は職務上利用すべきものなるを以て、異動等の場合には必ず後任者に引継ぐべきものとす

目次

一、對支政策の基調	一頁
二、對支三原則	二
三、對支施策の要綱	四
(一) 南京政府に對する施策	四
(二) 北支政權に對する施策	六
(三) 其の他の地方政權に對する施策	八

露光量違いにより重複撮影

目次

一、對支政策の基調……………	一頁
二、對支三原則……………	二
三、對支施策の要綱……………	四
(一) 南京政府に對する施策……………	四
(二) 北支政權に對する施策……………	六
(三) 其の他の地方政權に對する施策……………	八

目次

一、對支政策の基調	一
二、對支政策の根本基調	一
三、對支政策の基調	一
四、對支政策の基調	一
五、對支政策の基調	一
六、對支政策の基調	一

對支政策に就て

外務省

一、對支政策の基調

對支政策の根本基調が

- (イ) 日滿支三國の提携共助に依り東亞に於ける平和を確保すること
 - (ロ) 支那全般を對象として我商權の暢張を期すること
- の二點にあることは茲に更めて説く迄もない所であつて、帝國政府に於ては滿洲事件以來右目的達成の爲不斷の努力を續けて來たのである。但し茲に注意を要することは、支那の現狀にも顧み急速に前記(イ)の目的を達することは困難であるのみならず、萬一、我方に於て支那側に對し過早に此の種の施策を行ふ時は、日支の關係に紛糾を來たし、延て我方の對支商權伸張の爲に必要な支那の政治的、經

二
濟的平和に迄影響を及ぼすと云ふ様な惧もあるのであつて、前記方策の施行に當つては、是が緩急宜しきを得ることが極めて肝要である。
以上は我が對支政策の根本基調であつて、帝國政府に於ては支那政局の動向をも考慮に入れ、其の都度關係省間に協議の上前記趣旨を體しつゝ實際の施策に遺憾なきを期して來た譯である。以下項を逐ひ具體的政策に就き簡単に説明を加へることゝしよう。

一、對支三原則

前記の基調を比較的具體的に示したものは、最近では昭和十年十月關係省間に決定を見た所謂對支三原則である。對支三原則の内容は昭和十一年一月二十一日第六十八回帝國議會に於ける廣田外務大臣の演説に依つて明らかであるが、其の要點とする所は大要左の通りである。

(一) 第一點は排日取締に關する問題である。國民政府をして今後排日言動を徹

底的に取締り、且歐米依存政策を清算せしむると共に、日支兩國間に親善提携の實を擧げる爲、積極的に努力をさせると云ふことである。

(二) 第二點は滿洲國に關する問題である。日滿支三國の關係を完全に調整する爲には、支那が窮極に於て滿洲國に正式承認を與へることが必要であるが、それ迄の期間に於ても滿洲國の獨立を事實上默認し、反滿政策を止むると共に、先づ尠くとも滿洲國との接壤地域である北支方面では、滿洲國との間に文化的、經濟的融通提携を行はうと云ふことである。

(三) 次に第三の點は赤化の防止に關する問題である。外蒙方面等から來る赤化勢力の脅威は、日滿支三國共通の問題であるから、日支兩國は相協力して之が防止に當らうと云ふ趣旨である。

政府に於ては右方策の決定と共に、南京政府との間に之が具體化に就き交渉を進めて來たのであるが、其の間北支に於ける諸問題、成都其の他各地に於ける排日不祥事件、綏遠事件等相續いて發生し、昭和十二年九月以來の南京交渉も其の儘

となつて居ることは、昭和十一年十二月十日外務當局談を以て發表せる通りである。

四

三、對支施策の要綱

前記對支三原則は我が具體的對支政策を要約したものであるが、以下説明の便宜上南京政府に對する施策、北支政權に對する施策及其の他の地方政權に對する施策の三項目に分けて略述することとする。

(一) 南京政府に對する施策

南京政府に對する施策と云ふ問題に關聯して、茲に必然的に南京政府又は其の根柢をなす國民黨の對日態度乃至國民黨の本質如何と云ふ根本問題に逢著するのであつて、此の點に關する見解如何に依つて種々議論も分れるのであるが、此處には暫く此の問題には觸れず、帝國政府及列國の承認せる中央政權としての南京政府を對象とする政策に就き述べることにする。

帝國政府は前記對支三原則に基き、南京政府に對して先づ容共政策を清算すると共に、支那側の常套手段たる以夷制夷策を改め、漸次帝國と近接する様話を進めて居るのであるが、同時に此の目的達成の爲には我方としても場合に依つては南京政府の面子をも考へてやり、同政權をして國民の手前抗日政策を採らなければならぬ様な破目に陥らしめぬ様十分注意を要すると考へるのである。他方之と同時に支那民衆を對象とする文化的、經濟的工作の遂行に依つて、假令南京政府に於て排日の笛を吹くとも民衆は之に踊らない様に、日支兩國民相互間に不可分の依存關係を、先づ一箇の既成事實として拵へ上げて置くことが最も必要であると思はれる。尙日支間の提携促進の爲には、何よりも南京政府の排日的態度を是正せしめることが第一であつて、客年南京に於ける成都其の他排日不詳事件の交渉に當つても、此の排日取締問題を最も重視して來たのである。尤も排日の取締と云ふも南京政府が發布した「邦交敦睦令」の様な、一片の命令では決して之が根絶を期し得るもので

對支政策に就て

五

はないのであつて、我方としては日支關係打開に對する南京政府の所謂誠意なるものを、具體的の事例に依つて示すことを要望するものである。即ち現在日支間に在る幾多の懸案の解決、例へば日本人顧問の僱聘、日支間航空連絡の問題、關稅率の引下問題、不逞鮮人の引渡問題等具體的の事實に就き、如實に其の誠意を披瀝せんことを希望して居るのであつて、曩に成都事件等に關聯する南京交渉に於て帝國政府の執り來つた方針も亦右を出でないのである。

(二) 北支政權に對する施策

對支三原則の第三點に依つても明らかな通り、北支は滿洲國との接壤地である關係からして、我方の最も重きを置く所で、北支をして實質上確固たる防共親日滿の地域たらしめることが北支に關する我が政策の根本義である。昨年北支に起つた自治運動は、元來北支民衆の自發的運動ではあるが、防共親日滿と民衆の安居樂業とをモットーとして出現した冀察政權、冀東自治政府等の態度は、前記北支に對する帝國の希望とも合致するものであるから、

帝國としては是等の政權が、右目的達成の爲今後益々圓滿なる發展をなすことを希望して、之が指導に遺憾なきを期して居るのである。

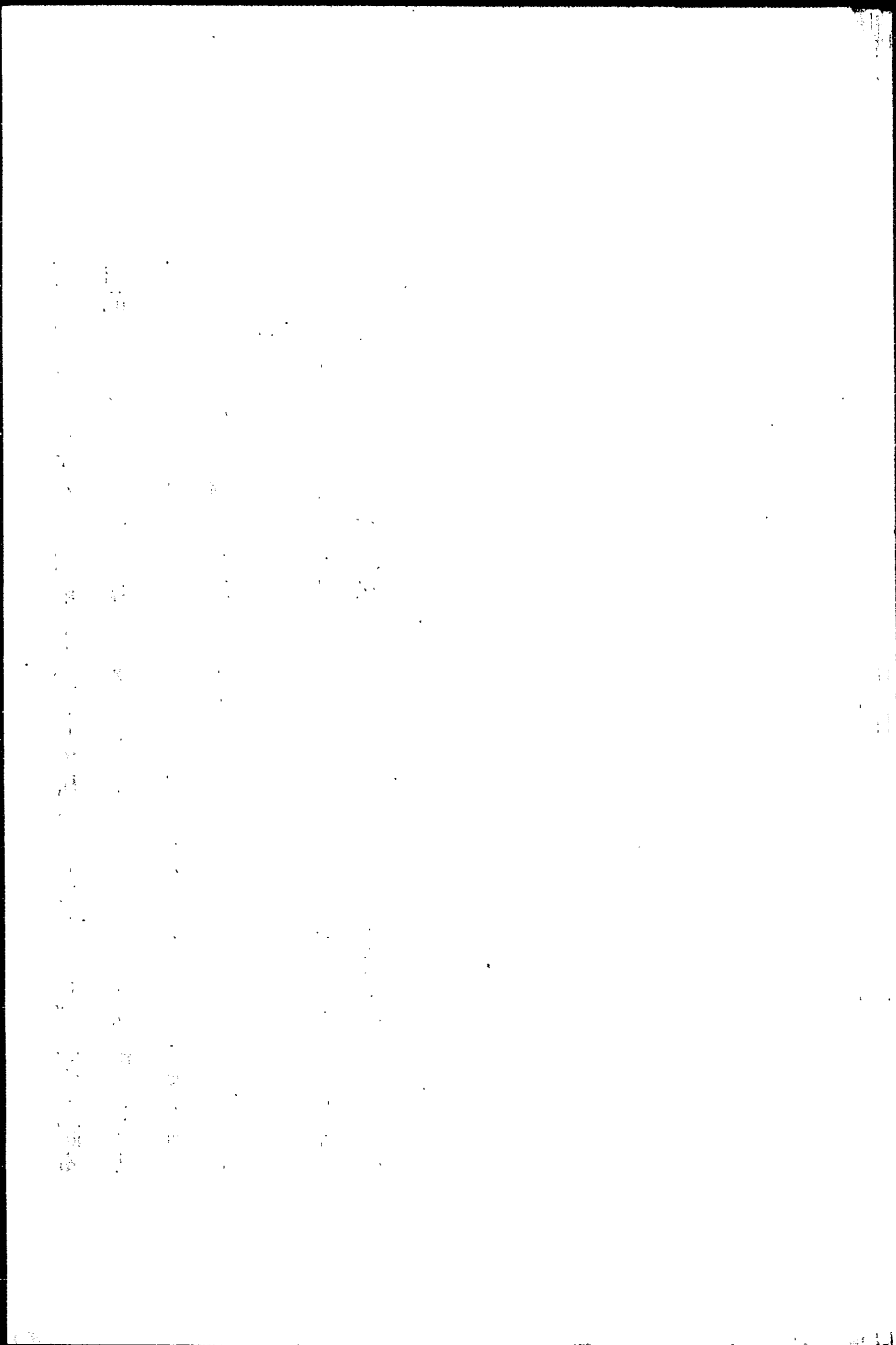
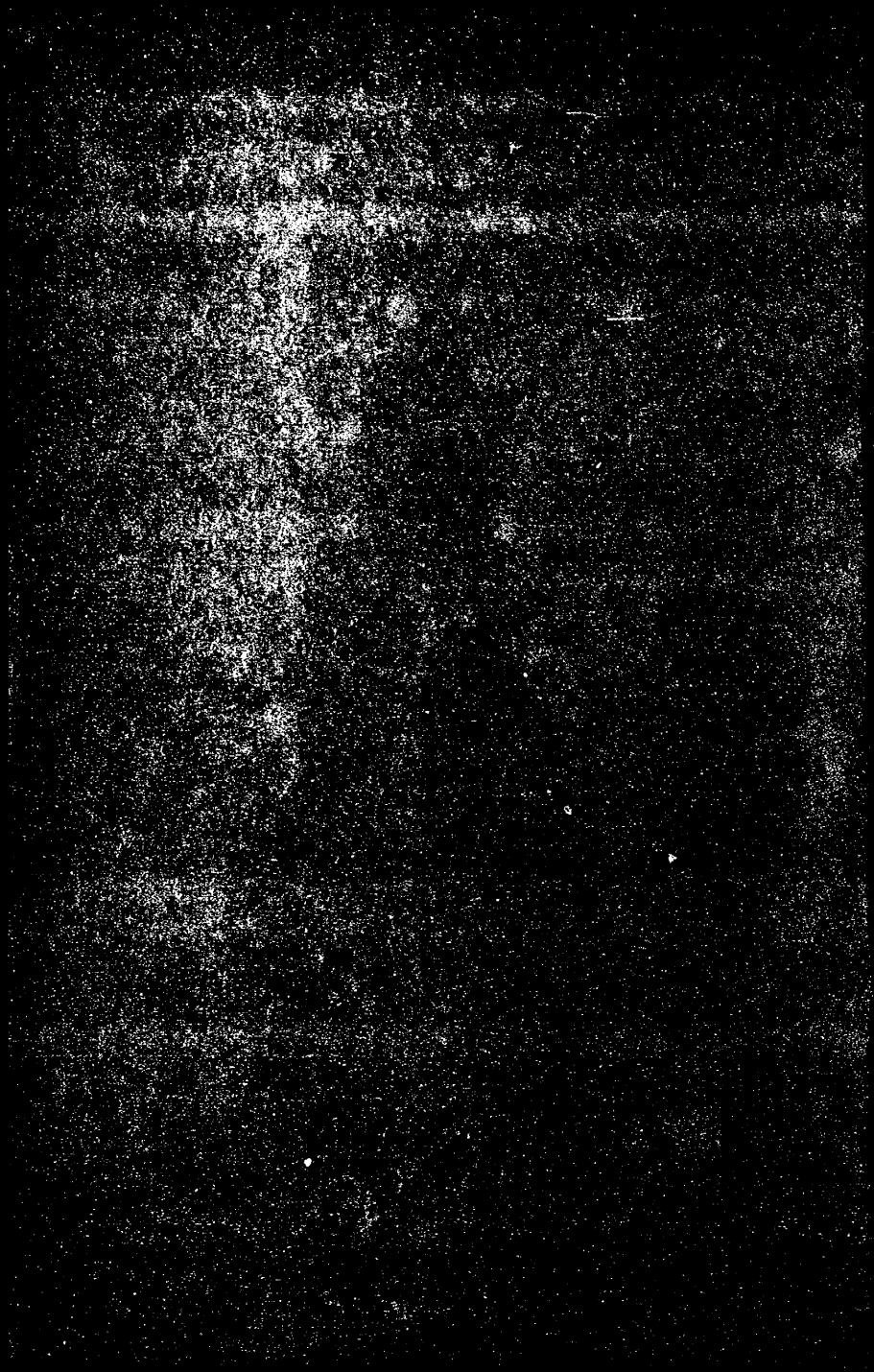
北支は其の地理的位置から日滿支三國の神經の集る所である。滿洲國の防衛の上から言つても、帝國として多大の關心を有する地域であることは、此處に贅言を要しない次第であるが、一方諸外國に於ても、北支には相當の權益乃至關心を有して居る關係上、帝國の執り來つた態度に對し、支那側は勿論、列國に於ても相當誤解を有する向があつたのである。帝國政府としては塘沽停戰地域を擴張するとか、或は北支の獨立を圖るとか云ふやうな意圖は全然持つて居ないのであつて、今後主として北支民衆を對象とする經濟工作の遂行に全力を注ぐことに依り、北支をして日滿支三國提携、共助實現の基礎たらしめんことを念とすると共に、北支諸政權が財政經濟等百般のこと、總て軍閥的稅政を清算し、同地域をして眞に全支那の模範地域たらしめんことを希望して居る次第である。

(三) 其の他の地方政權に對する施策

支那に於ける國家主義的運動が、綏遠事件、西安事件等を契機として最近益々盛となつて來たこと及南京政府に於て此の種運動を利用することに因り、著々と支那統一の實績を擧げつゝあることは周く人の知る所である。從來南京政府に取り、隱然一敵國の觀を呈して居た西南政權の如きは、今日餘程其の影が薄くなつて居るのであつて、過去に於ける西南政權の如き意味に於ての地方政權なるものは、現在は殆ど存在して居ない状態であるが、茲には假に地方に於ける實力者の政府を地方政權と呼ぶことにしよう。曾て西南政權の勢力華やかなりし時には、西南政權に對する方策の一として、同政權と日本との關係を利用し、南京政府の對日態度を我方に有利に導くことも考へられぬではなかつたが、此の種有力な地方政權の存續して居ない現状に於ては、帝國としては是等の地方實力者を相手として、其れとの間に實質的提携を圖り當該地方に於ける我方權益の伸張を期することを以て、所

謂地方政權に對する施策の根本方針として居るのである。支那の分立を圖る目的を以て徒に地方政權を援助すると云ふようなことは、支那全般を相手とする對支政策上決して策の得たるものとは思はれない。即ち地方政權を相手として實質的に商權の伸張を圖ると共に、支那を全體として考察し、全般的の親日傾向を漸次醸成して行くことが必要である。

仍て帝國政府に於ては廣く對象を支那の實業界其他一般の民間に求め、日支大衆相互間の經濟的提携を促進し、彼等をして排日に泥ましまない様にと努力を續けて居るのである。



印刷番號 第八號